

# 山口県報

平成18年  
3月10日  
(金曜日)

## 目 次

教委規則	一
山口県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則	一
山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	一
教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	一
山口県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則	一
山口県教育研修所規則の一部を改正する規則	一
教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則	二
市町村立学校職員の職務に係る倫理の保持を図るための技術的な基準を定める規則の一部を改正する規則	二
山口県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則	三
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則	三
山口県心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則	三
山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則	三
山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	四
山口県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	五
教委訓令	五
山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令	五
山口県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令	五
公安委規則	五
山口県道路交通規則の一部を改正する規則	五



山口県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第一号

山口県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則

山口県教科用図書選定審議会規則（昭和三十九年山口県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「市町村」を「市町」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第二号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表教育政策課の項第十二号中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

第十八条及び第三十三条中「市町村」を「市町」に改める。

第八十六条の六の表中「玖珂郡由宇町」を「岩国市」に改める。

第八十九条中「市町村」を「市町」に改める。

第九十一条第一号の表山口県教科用図書選定審議会の項中「市町村（市町村）」を「市町（市町）」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十八年三月十日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第三号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和五十二年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「市町村」を「市町」に改め、同項第十号中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

山口県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第四号

山口県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会表彰規則（昭和六十一年山口県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

山口県教育研修所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第五号

山口県教育研修所規則の一部を改正する規則

山口県教育研修所規則（昭和四十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

第七条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

第十二条第二項中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第六号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「市町村立学校」を「市町立学校」に、「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

別記第十号様式中「~~市町村立学校~~」を「~~市町立学校~~」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

市町村立学校職員の職務に係る倫理の保持を図るための技術的な基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第七号

市町村立学校職員の職務に係る倫理の保持を図るための技術的な基準を定める規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の職務に係る倫理の保持を図るための技術的な基準を定める規則（平成十二年山口県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「市町村立学校職員」を「市町立学校職員」に改める。

第一条中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

第四条第一項第五号中「第二条第十一項」を「第二条第十六項」に改める。

附則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。ただし、第四条第一項第五号の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第八号

山口県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

山口県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年山口県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

題名中「山口県市町村立学校職員」を「市町立学校職員」に改める。

第一条中「基く市町村教育委員会」を「より市町教育委員会が」に、「いう。」を「は」と改める。

第三条第四項中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

第六条第一項の表中「市町村教育委員会教育長」を「市町教育委員会教育長」に改め、同条第二項中「市町村教育委員会教育長」を「市町教育委員会教育長」に、「当該市町村教育委員会」を「当該市町教育委員会」に改める。

第八条中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

附則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項に規定する手続に関する規則（平成十五年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第五条中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

附則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

山口県心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第十号

山口県心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則

山口県心身障害児就学指導委員会規則（昭和五十三年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

附則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第十一号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則



山口県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十日

山口県教育委員会

**山口県教育委員会規則第十三号**

山口県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

山口県文化財保護条例施行規則（昭和四十年山口県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中、「当該書類を提出する者の住所地」を「文化財の所在地（山口県指定無形文化財、山口県指定無形民俗文化財及び山口県選定保存技術にあつては、保持者の住所地又は保持団体若しくは保存団体の事務所の所在地）」に、「市町村」を「市町」に改め、同条第二項中、「市町村」を「市町」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

**山口県教育委員会訓令第一号**

教 育 庁 一 般  
各 教 育 機 関

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程（昭和三十四年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四中、「市町村」を「市町」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年三月二十日から施行する。

**山口県教育委員会訓令第二号**

庁 中 一 般  
各 教 育 事 務 所  
各 教 育 機 関

山口県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会職員倫理規程（平成十二年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中、「第二条第十一項」を「第二条第十六項」に改め、同条第二項第八号中、「市町村」を「市町」に、「市町村職員等」を「市町職員等」に改め、同項第十号中、「市町村職員等」を「市町職員等」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年三月二十日から施行する。ただし、第四条第一項第五号の改正規定は、平成十八年三月十日から施行する。



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十日

山口県公安委員会

**山口県公安委員会規則第二号**

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号下中、「市町村」を「市町」に改める。

別表一の項中国縦貫自動車道に関する部分中、「玖珂郡錦町」を「岩国市」に、「同町」を「同市」に改める。

附 則

平成十八年三月十日印刷  
平成十八年三月十日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。